

平成14年2月27日

化粧品の全成分表示記載のガイドライン（改訂）

日本化粧品工業連合会

化粧品の全成分表示については、平成12年9月29日付厚生省告示第332号、平成12年9月29日付医薬発第990号厚生省医薬安全局長通知「化粧品規制緩和に係る薬事法施行規則の一部改正等について」及び平成13年3月6日付医薬発第163号・医薬監麻発第220号厚生労働省医薬局審査管理課長並びに同監視指導・麻薬対策課長連名通知「化粧品の全成分表示の表示方法等について」による他、原則として以下の記載方法による。

なお、本ガイドラインの内容は、上記厚生労働省の通知の内容と一部重複している。

1. 容器等への成分表示の記載方法

直接の容器又は直接の被包に記載する。

ただし、外部の容器又は外部の被包に成分表示を行った場合は、直接の容器又は直接の被包への表示は省略することができる。

2. 成分表示に用いる文字の大きさ

字体及び文字の大きさは特に規定しないが、明瞭で見やすく記載する。

3. 成分表示に用いる成分名称

日本化粧品工業連合会が作成する「化粧品の成分表示名称リスト」に収載されている表示名称又は表示別名称（表示別名称は、平成16年4月30日をもって廃止）を用いて記載する。

「化粧品の成分表示名称リスト」に収載されていない成分を配合する場合は、所定の書式により日本化粧品工業連合会に当該成分の表示名称作成の申込みを行い、「全成分表示名称委員会」で作成した表示名称を受諾後、製品に記載する。

なお、表示名称が決定するまでの間は、次の優先順序にしたがって記載する。

- (1) 「日本化粧品工業連合会表示名称命名法ガイドライン」に準じて自ら作成した成分名称
- (2) 日本薬局方、日本薬局方外医薬品規格、医薬品添加物規格及び食品添加物公定書に収載されている成分名称
- (3) 消費者が一般に理解できる名称
- (4) 化学名（原則として IUPAC 名）又はテクニカルネーム

4. 表示名称が変更された場合の対応

上記の優先順位にしたがって自ら作成した成分名称と、それに対して日本化粧品工業連合会において作成した表示名称とが異なる場合は、当該成分名称を用いた製品の包装資材の切り替え時に合わせて表示名称の切り替えを行うこと。

また、「化粧品の成分表示名称リスト」に収載された表示名称が変更された場合、あるいは日本化粧品工業連合会から表示名称作成申込者に対して連絡された表示名称が変更された場合も、当該包装資材の切り替え時に合わせて表示名称の切り替えを行うこと。

5. 成分の記載順序

仕込み時の分量にしたがい、次のいずれかの方法によって記載する。

ただし、透明石鹼等のように仕込み時の分量と最終製品の分量が異なる場合は、最終製品の分量にしたがって記載してもよい。

- (1) すべての成分を配合量の多い順に記載する。ただし、1%以下の成分は、順不同で記載してよい。

- (2) 着色剤以外のすべての成分を配合量の多い順に記載する。この場合、1%以下の成分は、順不同で記載してよい。

着色剤以外のすべての成分の後に、すべての着色剤を順不同で記載する。

なお、ここでいう着色剤には、タール色素（有機合成色素）、無機顔料（酸化チタン、酸化鉄、マンガンバイオレット等）及び天然色素（β-カロチン、グアイアズレン、銅クロロフィリンナトリウム等）の他に、次のものを含めてもよい。

- ・展色や色調の調整の目的で配合される体质顔料（タルク、カオリン、ナイロン、エチルセルロース等）
- ・予製される混合着色剤（いわゆるプレミックス）だけに配合される油分、酸化防止剤等

6. 混合物

混合物は、混合されている成分毎に分けて記載する。

7. 抽出物

抽出物は、抽出された物質と抽出溶媒や希釈溶媒とを分けて記載する。

8. いわゆるシリーズ製品における着色剤の表示

ファンデーション、口紅、アイシャドウ、マニキュア、石けん、オーデコロン等においては、色調又は香調を表す部分を除く販売名が同じであり、かつ色調又は香調を除く性状が著しく変わらない場合は「シリーズ製品」として扱われている。このシリーズ製品に限っては、着色剤（前記5. 参照）に該当する成分は、その成分がその色の製品に配合されているかどうかに係なく、「+/-」の記号を記載した後に、当該シリーズ製品に配合されるすべての着色剤を表示してよい。

9. 香料について

香料は、一つの成分として取り扱い「香料」として記載することができるが、その場合、他の成分と同様に配合量順の中に組み入れて記載する。

10. 表示する必要のない成分

次の項目に該当する成分は、表示する必要がない。

(1) 配合されている成分に付随する成分（不純物を含む）で、製品中にはその効果が発揮される量より少ない量しか含まれないもの（いわゆるキャリーオーバー成分）。

①配合成分の保存のために添加される防腐剤、酸化防止剤等の成分

例1. 油脂中に添加される「ジブチルヒドロキシトルエン」等の酸化防止剤

例2. 植物抽出液中に添加される「ソルビン酸」等の防腐剤

②配合成分中に混在する他の成分

例1. ステアリン酸中に混在する「パルミチン酸」等の脂肪酸

例2. トリエタノールアミン中に存在する「モノエタノールアミン」及び「ジエタノールアミン」

③反応生成物中に存在する未反応物又は反応副成物

例 1. ポリオキシエチレンセチルエーテル中の未反応アルコール

例 2. 脂肪酸モノグリセリド中の「ジ、トリ」体

(2) 製造工程中で意図的に添加するが、最終製品には存在しない製造補助剤

例 1. 紙おしろいの製造工程で添加する水

11. その他

脂肪酸とアルカリを用いて石鹼が形成されるように、製造工程中でけん化、中和等の反応を前提とした製品にあっては、仕込み時（反応前）の配合成分の名称、反応後の最終反応生成物の成分名称のいずれを記載してもよい。

ただし、最終反応生成物の成分名称を記載する場合のその順序は、化学量論的に計算した結果に基づき記載する。

以 上

平成11年 5月26日 作成

平成14年 2月27日 改訂